



平成 26 年 10 月 29 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 潘 培今
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 取締役 楊 晶
TEL 03-5510-7841 (代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 26 年 7 月 25 日付「第 69 回定時株主総会における旧経営陣による会社提案議案（取締役選任）を可決する決議の取消訴訟の提起に関するお知らせ」で公表しました通り、本年 7 月 9 日に当社株主様から当社を被告として提訴された株主総会決議取消訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、決議を取り消す旨の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁 判 所：東京地方裁判所（事件番号：平成 26 年(ワ)第 17573 号)

(2) 訴訟提起日：平成 26 年 7 月 9 日（水）

(3) 原 告：当社株主様である佃和也氏（大阪府堺市中区）

(4) 請求の内容

当社の平成 26 年 6 月 27 日開催の第 69 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）における第 2 号議案「取締役 7 名選任の件」に係る会社提案である取締役 7 名の選任議案（山本明彦氏、眞邊司子氏、上藺明美氏、木村博之氏、堀内信大氏、西村光章氏及び菊地博紀氏を取締役候補者とするもの。以下「第 2 号原案」といいます。）のうち菊地博紀氏（当社現副社長）を除く 6 名の取締役就任を可決する旨の決議の取消しを求めるものであります。

(5) 判 決 日：平成 26 年 10 月 28 日（火）

2. 訴訟の概要

本総会においては、当社前代表取締役松本純氏ら旧経営陣による会社提案に係る取締役選任議案として、第2号原案が提出され、これに対し、株主様から、現経営陣（瀋培今氏、菊地博紀氏、池永威彦氏、楊晶氏及び瀋培杲氏）を取締役に選任する旨の修正動議（以下、「本件修正動議」といいます。）が提出されました。

本総会においては、シャンハイ・ヒュージリーフ・インベストメンツ（英文表記：Shanghai Hugel Leaf Investments Holding Co., Ltd、以下「シャンハイ・ヒュージリーフ」といいます。）及び池永威彦氏を勧誘者とし、同社の協力株主様であり、本件訴訟の原告でもある佃和也氏を受任者としてなされた、委任状勧誘（以下「本委任状勧誘」といいます。）による委任状に係る議決権は、20万4,094個（総議決権数50万6607個に対する割合で40.29%）に達し、これに当日出席したシャンハイ・ヒュージリーフが実質保有する当社株式の株主名簿上の株主様である HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED（カスタディアンである香港の証券会社）など、本総会に本人出席したシャンハイ・ヒュージリーフ及び池永威彦氏の協力株主様の議決権個数を合算すると、第2号原案に反対し、本件修正動議に賛成する株主様の議決権の合計は、総議決権数の過半数に達しました。そのため、本総会において、第2号原案は否決され、本件修正動議は、出席株主様の議決権の過半数の賛成を得て承認可決され、現経営陣が取締役に選任されました。

しかしながら、当社前代表者である松本純氏は、本総会において、本委任状勧誘による委任状に係る議決権を無効としたうえで、第2号原案が承認可決された旨、宣言し、平成26年6月27日付で「代表取締役社長山本明彦」名義により、第2号原案が承認可決され、山本明彦氏が新代表取締役に就任した旨の「第69回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ」を開示するに至りました。

このように当社において、平成26年6月27日（金）及び同月30日（月）において、それぞれ異なる代表者名による異なる内容の開示が行われたことに関し、東京証券取引所は、同年7月1日付で本総会における取締役選任議案の結果及び代表取締役の異動に関する情報の真偽が不明確であり、当社の情報につき注意を要すると認められる事情があるとして、不明確な情報等に関する注意喚起をしております。

以上の状況をふまえて、原告株主様は、第2号原案が否決されたことについて司法判断で真偽を明確にするべく、本件訴訟の提起に至ったとのことです。

なお、平成26年7月25日付「第69回定時株主総会における旧経営陣による会社提案議案（取締役選任）を可決する決議の取消訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、第2号原案の取締役候補者である眞邊司子氏、上藪明美氏、堀内信大氏、西村光章氏、山本明彦氏及び木村博之氏と、松本純氏が本件訴訟に関与する機

会を適切に保障する観点から、本件訴訟の訴状の送達を受けた平成 26 年 7 月 25 日に本件訴訟提起について適時開示するとともに、上記 7 名に対し、本件訴訟が提起された旨を伝え、「民事訴訟法所定の然るべき手続を履践したうえで、本件訴訟に参加することをお勧めします」等と通知しましたが、上記 7 名は本件訴訟に参加しておりません。

以上についての詳細は、平成 26 年 6 月 30 日付「再度の『第 69 回定時株主総会開催結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ』と、平成 26 年 6 月 27 日付け同標題の開示から内容が変更したことの経緯についてのお知らせ」、および平成 26 年 7 月 25 日付「第 69 回定時株主総会における旧経営陣による会社提案議案（取締役選任）を可決する決議の取消訴訟の提起に関するお知らせ」において公表しておりますので、そちらもご参照ください。

3. 判決の内容

(1) 判決主文

- 1 被告の平成 26 年 6 月 27 日付けの定時株主総会における山本明彦、眞邊司子、上藺明美、木村博之、堀内信大及び西村光章を取締役に選任する旨の決議を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第 2 項に限り、仮に執行することができる。

(2) 裁判所の判断（注：判決「第 3 当裁判所の判断」より一部抜粋しております。）

判決主文第 1 項の決議（以下「本件決議」といいます。）に係る本総会の際、被告の株主の議決権総数が 50 万 6607 個、出席議決権総数が 37 万 7520 個であったこと、原告が、株主本人かつ他の株主の代理人として、少なくとも 17 万 4323 個の議決権を行使して本件決議に係る議案に反対したこと、当該議決権行使が有効であれば同議案に対する賛成票は過半数に満たない状況であったこと、上記株主総会の議長（松本純）が当該議決権行使は無効であるとの前提で本件決議の成立を宣言したことが認められる。そして、原告の上記議決権行使について無効と解すべき事情は窺われない。

そうすると、本件決議については、その「決議の方法が法令…に違反」（会社法 831 条 1 項 1 号）していたというほかなく、「その違反する事実が重大でな」い（同条 2 項）ということもできないから、原告の請求は理由がある。

4. 今後の見通し

本判決は、本総会における当社前代表者松本純氏による、本委任状勧誘による委任状に係る議決権を無効としたうえで第 2 号原案が承認可決された旨の違法な決議を取り

消すものです。当社は、本件訴訟の判決を受領した日の翌日から2週間以内に、東京高等裁判所に控訴することができますが、当社としては、この度の判決に対して控訴する意向はありません。

なお、現経営陣（瀋培今、菊地博紀、池永威彦、楊晶及び瀋培杲）を取締役に選任する旨の本件修正動議の承認決議につきましては、本総会から3か月を経過した平成26年9月29日の経過をもって会社法第831条1項により決議取消訴訟が提起される可能性はなくなっており、当社としては、今回の判決により、当社現経営陣の正当性が法的にも確認されたものと考えております。改めて、役職員一同、更にコンプライアンスの徹底を図ってまいりたいと存じます。

以上